

## 新型コロナウイルス感染症関連【入国者に対する当地の水際対策措置の発表】

14日付回章346-2020をもって、保健省は、新型コロナウイルス感染症を含めた疫学的管理強化のため、入国者に対する当地の水際対策措置について発表しました。同措置による入国時の留意事項は、以下のとおりです。

### ●概要

1 旅行者は、まず、入国時、「入国前、72時間以内に実施されたCOVID-19のPCR（ポリメラーゼ連鎖反応）検査（以下、「PCR検査」とする。）の陰性である証明書（英語又はスペイン語表記のもの）」を提示する必要があります。

2 旅行者は、入国時、発熱や呼吸疾患などCOVID-19に関連する症状がみられた場合は、入国が拒否されます。

3 ニカラグア国籍の方は、PCR検査の陰性証明書提示した場合、入国時に発熱や呼吸疾患の症状がある場合でも入国できます。しかし、確立されたプロトコルに従って、自宅での隔離が行われます。

4 72時間以内に実施したPCR検査の陰性結果を提示し、かつ呼吸疾患の症状がみられない旅行者は、入国後、国内を自由に移動できます。但し、入国から14日間、医療従事者から電話による健康状態の確認があります。

※ 現在、コスタリカ、パナマ、ホンジュラス等の近隣諸国に多くのニカラグア人が在籍しており、その多くが新型コロナウイルス感染症に罹患していると言われており、職を失って帰国を求めていましたが、ニカラグア政府は以前より彼らの入国を拒んでいました。しかし、内外の人権団体の批判を受けて、少しずつ入国を受け入れることとしましたが、そのときの条件が、PCR検査を実施して、コロナウイルス感染症に感染していないことを証明できた者のみ入国を認めることとしたため、今回、その措置を正式に公表したものであると思われま。したがって、今回の措置は、陸路入国する者が主な対象なのではないかと思われま。

海外とのフライトが再開した際には、上記措置の見直しについて、こちらの政府に確認したいと考えております。

● 今後の航空各社の再開予定日（最新の情報は、随時、各航空会社のHPでご確認ください。）

8月1日 アエロメヒコ航空（同社によれば、航空券の販売を再開してます。）

8月3日 ユナイテッド航空

8月5日 アメリカン航空

8月6日 アビアンカ航空、スピリット航空

8月7日 コパ航空

9月1日 エアヨーロッパ

● 当国のコロナウイルスの状況

- 保健省によりますと、7月14日現在、新型コロナウイルス患者は累計2,682名、死亡者は99名です。
- 市民監視団体（「Observatorio Ciudadano COVID-19 Nicaragua」）によれば、3月14日から7月8日までに、全国で7,893人の感染及び感染疑いが報告されています。また、同期間に、新型コロナウイルスの感染で亡くなった疑いの濃い死者数は2,225人と報告されています。
- 引き続き、不要不急の外出を控え、人との接触を減らし、感染予防に努めてください。

参考：当館HP 新型コロナウイルス関連情報

[https://www.ni.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.ni.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

参考：ニカラグア国政府新型コロナウイルス関連サイト（保険省HP）

<http://www.minsa.gob.ni/>

参考：外務省海外安全HP

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

参考：厚生労働省ホームページ（新型コロナウイルス感染症について）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

（問い合わせ先）

在ニカラグア日本国大使館 領事班

Embajada del Japon en Nicaragua, Seccion Consular

TEL: (505) 2266-8668～8671 FAX: (505) 2266-8566

メール: [consuladomp@mg.mofa.go.jp](mailto:consuladomp@mg.mofa.go.jp)

緊急時: (505) 8853-3130